

令和8年度 武雄市子育て世帯訪問支援事業 受託事業者募集要項

1 目的

武雄市では、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が家庭を訪問し、家事・育児等の支援や相談・助言等を行う「武雄市子育て世帯訪問支援事業」を実施します。

本事業は、対象家庭が抱える不安や負担を軽減するとともに、家庭及び養育環境を整え、こどもの健やかな成長を支援し、児童虐待等のリスクの高まりを未然に防止することを目的としています。

つきましては、本事業実施要綱第 2 条に基づき、本事業を委託する事業者を募集するものです。

2 委託業務の概要

(1)業務名称

武雄市子育て世帯訪問支援事業業務委託

(2)委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

※次年度以降については、事業実績、予算及び事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて契約を更新するものとする。

(3)実施場所

原則として、武雄市内の対象家庭の居宅とする。

3 支援対象者

武雄市に居住し、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、障がい福祉サービス、高齢者福祉サービスその他の支援を利用することが困難であり、かつ、本事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1)保護者に監護させることが不相当であると認められる児童がいる世帯又はそれに該当するおそれのある世帯
 - (2)食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童その他保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童がいる世帯又はそれに該当するおそれのある世帯
 - (3)若年妊婦その他出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる世帯又はそれに該当するおそれのある世帯
 - (4)ヤングケアラー(高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する児童をいう。以下同じ。)がいる世帯
 - (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯
-

4 支援内容

「業務委託仕様書」による

5 委託料

委託料は、1回の派遣につき、1時間当たりの金額(①ア)に利用時間を乗じて得た額に、1件あたりの金額(①イ)を合算した額とする。なお、当該支援に 30 分未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数が生じる場合は 0.5 時間として、派遣料の 2 分の 1 に相当する額を委託料として算出する。

なお、利用者負担金は武雄市が利用者から徴収する。

- ① 訪問支援を実施した場合(初回の事前訪問含む)
 - ア 訪問支援員の派遣に係る派遣料(1時間当たり) 3,300 円
 - イ 訪問支援員の派遣に係る交通費相当(1件当たり) 2,000 円
 - ② 支援対象者等の都合により派遣日当日に中止した際のキャンセル料 1,650 円
 - ③ 事務費・管理費(支援実施のある月 1 事業所・1 か月当たり) 5,000 円
-

6 委託事業者の応募資格

受託事業者は、次のいずれかに該当し、本事業を適切に実施できる法人その他の団体とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定居宅サービス事業者のうち、訪問介護を行う事業者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス事業者のうち、居宅介護を行う事業者
 - (3) 家事支援、育児支援その他子育て家庭への訪問支援について、一定の実績を有する事業者
-

7 応募できない事業者

次のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定のいずれかに該当し契約を締結することができない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)に定める暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者
 - (3) 国税、地方税を滞納している者
 - (4) 破産手続開始の決定を受け、復権を得ていない者
 - (5) 過去に本事業その他類似事業において重大な問題を起こした者
-

8 応募方法

本業務の受託者として契約を締結することを希望する者は、下記に掲げる書類を提出し、武雄市による審査を受けなければならない。(原則、持参すること。)

- ① 受託事業者登録申請書 (様式 1)
- ② 誓約書 (様式 2)
- ③ 法人概要・訪問支援員として派遣可能な人員・法人の事業実績 (様式3)
- ④ 法人の登記事項証明書 (原則、3か月以内発行のもの)※写し可

- ⑤ 指定居宅サービス事業者等の指定通知書の写し
 - ⑥ 損害賠償責任保険等の加入を確認できる書類
 - ⑦ 定款その他これに類する書類(任意様式)
 - ⑧ 役員名簿(任意様式)
 - ※ その他市長が必要と認める書類
-

9 募集期間

令和8年10月5日(月)～令和 9 年 2 月 26 日(金)

ただし、応募後、市による書類審査及び必要な確認を行い、受託事業者として適当と認めた場合、業務委託契約を締結する。

10 その他

- ① 応募に要する経費は、応募者の負担とする。
 - ② 提出のあった書類は、返却しない
 - ③ 市長が「8 応募方法」に掲げる書類のほかに追加書類の必要があると認める場合は、当該書類の提出を求め、応募者は誠実に対応しなければならない。
 - ④ 提出書類の審査の結果は書面により応募者に通知する。なお、本事業の受託者として適当と市長が認めた選定事業者については、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。
 - ⑤ ④による協議が整い次第、契約関係書類を郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までに担当部署あてに提出すること。
-

11 問い合わせ・提出先

〒843-8639

佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

武雄市こども家庭課子育て相談係

こども家庭センター

電話:0954-23-9129

FAX:0954-23-9811
